

平成 18 年度地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業（後期）委託業務 基本仕様書

1 . 本事業の趣旨・目的

昨年 2 月に京都議定書が発効し、我が国に対しては 6 %削減約束の法的拘束力が生じることとなった。全ての国民が原因者である温室効果ガスの 6 %削減約束の達成のためには、産業部門のみならず、排出量が大幅に増大している運輸部門、業務その他部門、家庭部門の排出量を大幅に削減する必要がある。

地球温暖化対策は、国民一人ひとりの着実な取組の実践なしには解決しえない課題であることから、政府では経済界を始めとする各界と連携しながら、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、街頭・電車内ポスター、web サイト等を効果的に用いて、温暖化の危機的状況と具体的な温暖化防止行動の実践を促すキャンペーンを実施することにより、最大限の普及啓発効果を発揮させる地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業（以下「国民運動事業」という。）を、「チーム・マイナス 6 %」の名称で平成 17 年度から実施しているが、平成 18 年度（後期）も引き続きこの国民運動事業を実施する。

この国民運動事業は、地球温暖化問題に対する国民の関心は高いものの、具体的な温暖化防止行動の実践には至っていない現状を打開するため、ライフスタイル・ワークスタイルを変革し、国民一人ひとりに温室効果ガス削減の行動をとってもらい、実際に温室効果ガスを削減することが目的である。

2 . 達成目標

平成 18 年度中には 100 万人（将来的には約 5 %以上の国民 = 約 630 万人以上）がチーム員となり、何らかの地球温暖化防止行動を実践し始めることを目標とする。また、最終的にはどれだけの個人、企業・団体等が温暖化防止行動を起こし、その温室効果ガスの削減効果はどのくらいか、ということが評価となる。

3 . 契約期間

契約締結日から平成 19 年 3 月 30 日まで

4 . 国民運動事業の内容

本事業の目的を達成するため、以下の業務を行う。

（ 1 ）本事業を効率的・効果的に実施するための体制整備

本事業と各界との事業を結びつけ国民の地球温暖化防止行動の実施を促す「実施本部」的な体制を整備する。

(2) これまでの国民運動事業の成果を踏まえた効率的・効果的な事業実施

政府の地球温暖化対策推進本部において決定したロゴマーク及び「チーム・マイナス 6 %」の名称を使用し、下記 ~ の国民運動事業を展開する。なお、展開するにあたっては、下記)) を実施する。

-) テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、街頭・電車内ポスター、web サイト等を活用した効率的かつ効果的な普及啓発素材を企画・制作する。
-) 必要な普及啓発素材を流す媒体を確保する。なお、放送や新聞等の広告枠を利用した直接的な情報発信のみではなく、むしろニュース素材や社会現象となるような企画を実施することで、報道媒体によるニュースや各企業・団体が行う広報・広告に取り上げられ、高いパブリシティ効果を発揮させるメディア戦略を立案し、実施する。

国民に対して呼びかける具体的な地球温暖化防止行動について、別紙に掲げる「6 つの取組」を基にして、効率的かつ効果的に普及啓発し行動に結びつける。なお、特に以下の 3 つの取組に重点を置く。

-) 「(Act1) 温度調節を通じた削減」について、「WARM BIZ」の普及・定着と 19 年夏の「COOL BIZ」の普及・定着の準備をする。
-) 「(Act4) 商品選択を通じた削減」について、買換時の省エネに配慮した製品選択を促進する。
-) 「(Act5) ゴミを通じた削減」について、レジ袋等を削減すること及びそのためにエコバッグやふるしきの利用を促進する。

地球温暖化の「健全な危機意識」を醸成するため、効率的かつ効果的な方法を検討し、実施する。

チーム員数を平成 18 年度中に 100 万人にするため、効率的かつ効果的な方法を検討し、実施する。

経済界、労働組合、NPO、地方公共団体及び地球温暖化対策推進法に基づく全国センター、都道府県センター等幅広い関係者との連絡調整を行う。

-) 幅広い関係者との連携事業について、企画の立案、連絡調整、事業実施を管理する。
-) 事業実施期間を通じた経済界等関係者との連携

(3) 効果測定の実施

平成 17 年度及び 18 年度(前期)で行った効果測定結果を踏まえつつ、客観的に国民意識を把握できる適切な方法により、地球温暖化に対する国民の意識及び具体的な削減行動の実施状況等を把握する。

各企画の実施前と実施後に同様の調査を行うことにより、各施策の効果が定量的に評価できる調査内容とする。

事業実施期間を通じ評価を集積する。

本事業全体について、測定し、評価・分析する。「2 . 」で設定した達成目標を基に、どれくらいの割合の国民が実践したかを定量的に把握し、問題点等を抽出する。

5．著作権等

本事業の実施にあたり制作した映像、デザイン等に係る権利は環境省に帰属する。
なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、提案者がその責任
において対処すること。

(別紙)

地球温暖化防止のための「 6 つの取組」

Act.

- 1 . 温度調節を通した削減 (冷房は 28 、暖房は 20 にしよう)
- 2 . 水道利用を通した削減 (蛇口はこまめにしめよう)
- 3 . 自動車利用を通した削減 (エコドライブをしよう)
- 4 . 商品選択を通した削減 (買い換える時はエコ製品を選ぼう)
- 5 . ゴミを通した削減 (ふろしき、マイバックを利用しよう)
- 6 . 電源を通した削減 (コンセントからこまめに抜こう)